

様式第1号（第3条第1項関係）

管理の状況報告について（依頼）

第 号
年 月 日

様

加古川市長

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第54条の規定に基づき、下記のとおり管理の状況について報告を求めます。

記

1. 報告を求める認定事業者、管理受託者

（1）認定番号

（2）認定年月日 年 月 日

（認定の更新又は変更認定を受けた場合は、直近の認定番号及び認定年月日）

（3）認定住宅の名称

（4）認定住宅の所在地

2. 報告を求める内容

3. 報告を求める理由

4. 報告期限及び報告先

（1）報告期限 年 月 日

（2）報告先

（注意）

報告内容等に疑義等がある場合は、別途補足説明を求めることがあります。

様式第2号（第3条第2項関係）

管理の状況に関する報告書

年 月 日

加古川市長 様

申請者 住所又は所在地

氏 名

電話番号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第54条の規定に基づき、管理の状況について報告を求められたため、次のとおり報告します。

記

1. 認定番号

2. 認定年月日 年 月 日

（認定の更新又は変更認定を受けた場合は、直近の認定番号及び認定年月日をご記入ください。）

3. 認定住宅の名称

4. 認定住宅の所在地

5. 報告の内容

（注意）

- 1 加古川市より報告の内容について問合せを行う場合があります。
- 2 報告の内容に関する必要な書類を添付してください。

様式第 3 号（4 条関係）

（第 1 面）

立入検査員証	
写真	次の者は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅供給の促進に関する法律第 5 4 条の規定により認定事業所等の立入調査に従事する職員である。
	所 属
	氏 名
	生年月日 年 月 日
年 月 日交付	加古川市長
	印

（第 2 面）

【注意】
1 この証票は、認定事業所等の調査のために認定住宅等に立ち入る場合は、必ず携帯しなければならない。
2 この証票は、関係人の請求があったときは、速やかに提示しなければならない。
3 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

改善命令書

第 号
年 月 日

様

加古川市長



住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 5 5 条の規定に基づき、下記のとおり改善の措置を命じます。

記

1. 改善の措置を命ずる認定事業者
- (1) 認定番号

(2) 認定年月日 年 月 日
(認定の更新又は変更認定を受けた場合は、直近の認定番号及び認定年月日)

(3) 認定住宅の名称

(4) 認定住宅の所在地
2. 改善の措置の内容
3. 改善の期限

(教示)

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、加古川市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

2 この処分については、この処分があったことを知った日（上記 1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 か月以内に、加古川市を被告として（訴訟において加古川市を代表する者は、加古川市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日（上記 1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分があった日（上記 1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決のあった日）の翌日から起算して 1 年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

認定取消通知書

第 号
年 月 日

様

加古川市長 

下記の認定計画について、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 5 6 条の規定により認定を取り消しましたので、同条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1. 認定番号
- 2. 認定年月日 年 月 日
(認定の更新又は変更認定を受けた場合は、直近の認定番号及び認定年月日)
- 3. 認定住宅の名称
- 4. 認定住宅の所在地
- 5. 理由

(教示)

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、加古川市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

2 この処分については、この処分があったことを知った日（上記 1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 か月以内に、加古川市を被告として（訴訟において加古川市を代表する者は、加古川市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日（上記 1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分があった日（上記 1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決のあった日）の翌日から起算して 1 年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。